

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・所管事務調査について

○松永幹哉委員長

皆さんこんにちは。

コロナ禍にお集まりいただきましてありがとうございます。身近なところでPCR検査が多く聞かれてですね、前回と違って、随分と蔓延してるなというふうな感じであります。有意義な時間で短時間で済ませたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いします。きょうは福井委員が欠席されるということで連絡が入っておりますので、報告をいたします。

それでは、まず、レジュメのとおり、1点目に調査事項に関する会派での意見等についてまとめて来ていただいていると思いますので、それをまとめていきたいと思います。

前回、所管事務調査を立ち上げた理由というのは、公民館主事の選考試験に対する問題でありました。研究会の説明の中では、おおむねみんなが合格するだろうという説明があっておりましたところ、私たちも、一部の主事の皆さんも、ほぼほぼみんな合格するんだという認識のもとに選考試験が行われ、結果的に2人が不合格、6名が補欠となり、そこに一部皆さんが疑義を持ったというところで始まったことでございます。

きょうは執行部を呼ばずにですね、会派での意見集約等を、皆さんから聞き、それを委員間討議としてやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最初に自民市政会のほうからよろしいでしょうか。

○平原委員

うちの会派は1月19日に会派で協議をしたところでございます。うちの代表も傍聴に来られましたし、今日も来ていただいておりますけども、前回までの流れは把握をされておりますので、私どもからの話もしつつ、代表のほうからも話があって協議をいたしました。

結果的に不合格者が2人出たということについてはですね、試験をされた上での不合格者ということであるので、これを議会のほうから、例えば不合格者を合格者にするというようなことの提言はできないだろうというような認識でございます。あとの補欠合格者が6人いらっしゃいますけれども、この補欠の合格者を、委員会として、議会のほうから、これを正規の職員にという言い方が果たしてできるのだろうか——人事権の問題もありますからですね。そういったところも一つ、意見として上がりました。

要は、もう一連の流れの中で、やはり最初に、こう言ったらなんですけど、儀式的な試験みたいなイメージを持たれて、そして、我々の研究会の中でもそういうニュアンスの研究会だったもんですから、その研究会のときに我々もそんなに疑って、まさかこうなろうとは思わなかったと、皆さん共通した認識じゃなかったろうかというふうに思います。ですので、我が会派のほうからは、もう二度と

こういう間違えたようなですね、思わせぶりなと言いますか、そういったことは言うべきじゃないと。しっかり、合格点に満たない者には不合格になるんだということを、きちっと最初から言うべきじゃなかったのかと。ひいては、今後こういったことが起きないように、しっかりと説明をすべきじゃないかということが、会派としての意見であります。それとあともう1点が、公民館の主事の定年というのが65歳になっているようなので、その辺の今回の整合性というのはどうなのかというような意見も出ております。主な会派としての意見は以上です。

○松永幹哉委員長

それでは、自民さがさん。

○西岡真一委員

いろいろ意見は出ましたけれども、大体先ほどの市政会とおおむね似通うかと思えます。最初の説明の段階で、公民館主事の人たちに対しても、あるいはこの委員会に対しても、誤解を与えるような説明になっていたのではないのかということです。あとはそうですね、公民館主事の人事上です、少し、執行部も思うところはあったのかもしれないけれども、最終的には、雇用継続の意思もあるようですので、そこは、穏便に納めてもらうようにしてもらいたいと。あまりこれ以上議会からいろいろと、不合格者に対しての指示とかはできないだろうし、ただその不合格になってる人に対して、会計年度任用職員の応募を促したということだったんですけれども、最終的にこの人たちが救われるのかどうかと、そういうことができるのかどうかというところは、少し疑問の残るところではありました。以上です。

○松永幹哉委員長

それでは、松永議員。

○松永憲明委員

うちは会派できちっとした議論をしたってということではありませんけれども、もともと、この件については、公民館主事の人達とも意見交換等も行ってきたところがございます。そこで、先ほど平原委員のほうからも話がありましたように、もともとこの話は、公民館主事の方々の処遇改善の話からスタートしているようなんです。ですから、試験を受けたら合格するのが当たり前だというような捉え方をやっぱり主事の皆さんたちがされておったというように確認をしてくれています。

問題はですね、60歳を超している人は、継続雇用で試験を受けていच्छらないです。しかし、60歳未満の方々が、一たん退職する形をとって採用試験を受けるというやり方であって、ここに大きな問題があるのではないかというふうに捉えております。公民館長の方とも幾らか意見交換をいたしました、採用試験を受けない場合は、解雇という話があったということもおっしゃってましたし、公民館主事の方からもそういう話があります。試験を受けなかったらもうあなたたちは解雇、やめんばいかんとですよというように話があって、やむなく受けたと。受ける場合はもうほとんど合格できるんだってというような思いがあったってということ。整理していくとですね、60歳以上の方は、継続雇用になっているのに対して、60歳未満の人が、試験を受けなくちゃならんというやり方が本当に正しいのかどうか、妥当性があるのかどうかという問題が、私としてはひっかかっております。ですから、以前も申し上げたと思うんですけども、少なくとも補欠合格者はですね、全員雇用をすべきではないか、採用すべきではないかというふうには思っているところです。以上です。

○松永幹哉委員長

それでは、中山議員。

○中山委員

松永憲明委員が言われたようなところがやっぱり問題だろうなというふうに思ったところです。繰り返すようですが、60歳超している人は採用テストを受けないのに雇用は継続すると。60歳未満は採用テストを受けないともうクビだよという——受けたら不合格になったというようなところが、どうも、それでいいのかなという感じは受けております。最終的に退職者の数もあるでしょうけど、補欠合格者が何とか救われる道があればなあとというふうに思っているところです。以上です。

○白倉委員

今まで出た意見と重なるところもあるかと思うんですけども、この件に関しては、先日の所管事務調査以降、私なりに調査して、聞ける範囲でいろいろ調査したり、自分なりに考えたところです。

まず1番大きな理由としては、私たち自体も確かに、6月の研究会のときに、先ほどちょっと出ましたけど、形式的にといたら語弊があるかもしれませんけれども、そういった試験を受けてもらうというふうなところで、補欠も含めた不合格者が出ないだろうなっていうふうな感覚で受け取ったのは確かなんですね。ですから、その辺のところの説明で——執行部は、前回の私たちの質問に対して、細かくそれぞれの対象者に対しては説明したと言い切られてましたので、もうそれ以上のことは私たちとしては言えませんが、どこまで丁寧にきちっと説明されたのかなっていうところですね。そこに今、若干の疑義を抱くところです。

それと、もともとこの制度で試験で正規職員にっていうことは、公民館の所管替えてっていうのが基本なんですよね。教育委員会部局から市長部局に変わるっていうことで、正規職員としての扱ってということが基本、根本になってますので、今、こうして結果が出た以上ですね、私は、人事権に対しては介入できないだろうなっていうのはもうはっきり思ってます。というのは、前回のときも言いましたけれども、システム、やり方等々に対してはいろいろ議論したり、やりとりはしても、決定した人事に関しては、どこまで議会が介入できるのかっていうところをきちっと考えておかなければいけないなど。それと、65歳以上の方に対しては、先ほども出ましたけれども試験はなかったと。それはもう致し方ないと思うんですよ。60歳以上の4人の方ですね。この方たちは、正規職員としての年齢以上になってますので、会計年度任用制度の職員として再試験を受けなさいと言うのか、このまま継続していくのかっていうところは、執行部の判断ですので、この方たちが試験を受けてないところは不公平だっていう言い方は、私はもう当たらないと思うんですよ。それと、もう1点、補欠の人も含めてなんですが、それぞれの方たちの今までの功績っていうか努力は大いに評価しても、いわゆる職員制度としての試験として点が及ばなかったっていうところは受け入れていただいて、結論としては、会計年度任用制度に再チャレンジしていただけるかどうかは御本人の意志次第ですからあれですけども、これ以上の人事権に関するところには介入できないなと思っております。以上です。

○村岡副委員長

会派というか個別に状況を説明させていただいて、それぞれ御意見を伺いました。おおむね冒頭自民市政会さんからお話あったような形で、まずこの採用試験という形態をとっての結果です。この結果そのものをどうこうっていうのは正直議会の立場から言えるべきところではないと。ただ、御意見も出てましたし、研究会や正副レク等でお話を伺ったときに、私たちもどうしても私見はあるんだけど、あくまで、会計年度任用職員制度ができた以上、会計年度か、一般の正規職員かしか採用、雇用の形態がないので、試験をせざるをえない、受けなくてはいけないというのが前提で、いわゆる落とすような試験じゃないというニュアンスの説明であったし、多分そういった表現の仕方、公民館の主事の皆さんたちもそういうふうに関心を持ってしまったのは、やはり説明に丁寧さが欠けた点ではないかなと。当然こういったことが二度とあってはいけないんですけども、どうしてもこの中身としてはそもそも論じゃないですけど、あそこの最初の説明の仕方っていう部分、それと、全員が合格するであろうというような認識の中から来てますので、補欠や不合格の方についても、何らかこう、感情的な部分では手当、手だてをしてあげなきゃいけないんじゃないかなという部分がありつつも、それを議会として発信するべきものなのかどうかというのは難しいところかなと。あとはちょっと、市のほうの今後の取り組みとか、判断というのを見させてもらうしかないかなっていうことで、意見を集約したところでございます。

○松永幹哉委員長

先ほど、自民市政さんのほうから出た話の中で、60歳以上の話がどうなってるのかっていうふうなちょっと質疑めいたこともありましたけど、そこはですね、60歳以上は正規職員にはなれないことから、今の主事の現行制度の規定に基づいて、経過措置として継続するという答弁があっってます。で

すから、その点については、残りの主事の方々が65歳に完全になられたときに、現行制度の規約がなくなるというふうなことを執行部がこの間答弁で言ってましたんで、今の60歳以上の方々は地位が65歳まで保障されてるということですね。それと、執行部の答弁の中で、現状の人事のほうからの話なんですけれども、前回の話では、今のところは、不合格になった2人については、会計年度の試験を受けてもらえればいいと。あとの6人については、一般事務Aの補欠者が出た場合に、公民館の一般職主事を引き上げる、その枠内で補欠者を合格させていくというところまでしか答弁があつてません。で、6人を全部合格させるっていう保証は全く執行部からいただいてないところですね。

その後、どういうふうの方針がなされたのか。地位保全の問題と突然給与がなくなるわけですから、給与に対する保障、これ法律的にどうなるものか、その辺を落ちる方々を想定して考えてないのが現状です。答弁もそうでした。試験をする人事課のほうは、正規の選考試験として合否をつけるというはっきりした答弁があつてましたけども、当然、公民館支援課のほうは、1番最初に皆さんが認識をしたとおりであります。みんなが合格するであろうという想定でしたから。ですから、この辺を踏まえてですね、どこまで、まとめの段階の前に意見を集約するか。今、皆さんが意見を出されたことについて、ちょっと委員間討議で、その辺を詰めていければと思いますんで、よろしく願いします。もうフリーで。

○中山委員

最後のところに言われたように、総務部は合否をつけると。それから地域振興部は、多分全員合格するだろうという、そこら辺の当局内での意思の疎通がはっきりできてなかったのが大きな原因の一つではないんですかね。

○松永幹哉委員長

ちょっと私の言葉が足りなかったんですけども、地域振興部の公民館支援課、それから公民館長あたりが事前に主事の方々の人事評価をしているということでありました。ですから、そのことも加味して、人事課のほうには、そういうデータも含めて評価の内容が渡ってるということでもあります。

○中山委員

それからすると、地域振興部も、一応ここの主事さんたちを評価してるということは、総務に下駄を預けてるという感じになっていくんですかね。

○松永幹哉委員長

そうですね、選考試験はあくまで総務部の人事のほうで、外部委託でやったということですから。

○西岡真一委員

これは、市執行部内の労使の問題という側面がやっぱりあるかと思います。

公民館主事の人たちは平成18年にですかね、市の職員として、地域協議会から引き継がれてるわけですね。そのときに、非常勤嘱託員としての採用となった。ですからこれ3年ごとの更新ということですけども、既に10年以上ずっと更新し続けられてきております。それから、服務、任用に関する規定ですかね、そういうのがあつたかと思います。あれは、65歳を超えて再任用しないということが書いてありますけど、裏を返せば、大体皆さんの認識のように65歳までは雇いますよという、そういう認識でおつたかかと思えます。3年更新ですから3年の年限が来ましたので、一方的にあなたはもう解雇ですよ、辞めてもらいますよということは市の執行部も言えないと。

ですから、地域振興部なり総務部なりどちらにしてもいいんですけども、公民館主事に対しては65歳までは、非常勤嘱託員として処遇してた給与程度の条件で雇用し続ける義務というかですね、それを、何とかしなくてはいけない、そういう義務みたいなものが執行部にはあるかかと思えます。それをしないということになれば、これは労働契約法とかありますけれども、解雇権の一方的な濫用であるとか、あるいは、処遇の一方的な不利益変更ということに該当してしまうかかと思えますのでですね。執行部、いろいろ答弁あつておりましたけれども、まあ既に60を超えている方は先ほどありましたように仕方がないと。試験を受けて、一般職員になった瞬間に定年が来ってしまうということですのでそれは仕方がないということで、この人たちはもう受けられなかった。これは、非常勤嘱託員制度は使えな

いわけですけれども、経過措置として65歳までは救いますということです。65歳まではこの人たちは条件が保障されると。正規職員として合格された方たちがどうなるのか。この方々が今までと違って60歳で定年が来るということになりますのでですね、65歳まではどうするんだと。現在市では、再任用制度というのを設けておりますのでですね、恐らく、それを適用すれば、65歳までは雇用継続される。可能性の問題でしかないんですけども、恐らくそうなるということではよいかと思います。

補欠合格の方6名、これは執行部の答弁では、大体例年10名程度の辞退者があっているからということですね、恐らく6名は、最終的には正規職員で救われていくのだろうと。不幸にしても6名の空きが出なかったという場合は、どうしても枠に入れなかった人が出るわけですけども、そういうときはどうするのだと。やはりこれは会計年度任用職員としての雇用を提示することになるだろうと、これはちょっと私が執行部の人から聞いたお話ですけども。逆にまたそれをしなければ市の執行部としても一方的な解雇権濫用ということに該当しかねないと思いますので、一定のそういう配慮というのはなされるかと思っています。それから、これも可能性の問題ですけどなされるべきだろうと思います。

補欠合格の方ですけども、ここで執行部は12月15日期限の会計年度任用職員に応募するように促しているということですけども、これも確認をしてみましたら、ほかの一般職で応募したほかの一般事務の人たちと全く同じ取り扱いをしているということにすぎないということでした。そういう一般的な試験を受けて落ちた人に対しては、会計年度任用がありますよってというそういうサジェストをしてるにすぎないということでしたので、不合格の方々に対しても、あなたが選考試験に落ちたから解雇ですよということは、1番最初のところに戻りますと、それも市役所の解雇権の一方的濫用に該当しかねないと思いますので、補欠合格で救われなかった人がもしいたら、その人たちにすることと同じようにですね、この人たちに対しても、継続雇用のサジェストはしないといけないうらなうことを思います。

最後に会計年度任用職員として採用——恐らく一般職員で採用される方は今までよりも処遇面では、勤務時間を足すと多分長くなるとは思いますけれども、処遇面では、恐らく最初の考えどおり、改善ということにはなるんだろうと思います。会計年度任用職員の場合は、仕事によっていろいろと条件が違ふようですので、最終的に不利益になるのかどうかというのは今の時点では確定してないと思います。ですから結論から言いますと、最終的に、解雇権の乱用に当たらないように、それから、不利益変更にあたらないように十分配慮をやってくださいねというか、するんですよっていう確認をする、議会からはそういうことだろうかなと思います。白倉さん他からもありましたけれども試験結果を左右するということは、当然これは議会のやるべきことではありませんけれども、身分変更に当たった職員たちに対してはそれなりの配慮はしてやってくださいね、してやるべきですよということは言うべきかと思っております。以上です。

○松永憲明委員

当然、これは労使関係の問題っていうことになっていくと思うんですね。今お話があったように、そういった意味では、公民館職員の労働組合っていうのが結成されておりますのでですね、正式な労使交渉をしっかりやるべきだというのが第1点目です。そこでやっぱり合意を得るように、執行部は努力をしないといけなないと思いますね。もともと、事の発端からして、非常にこう不十分な答弁、あいまいさを残したままの中での試験が行われたということになっておりますので、これはやっぱり、誠意を持った対応が必要になっていくというふうに思います。その上で、極力、冒頭申し上げたようにですね、6名の補欠合格者については、任用していくような方向を持ってですね、誠意を持って対応していただきたいと、それだけもうきちんと申し上げておきたいとします。

○白倉委員

ちょっとこれは委員間討議ですからあれなんですけど、先ほど西岡委員も言われたみたいに、結果に対しては、それをひっくり返すようなことは言えないという、これも皆共通認識だと思うんですけども、ただそのあとどうするかということに関して、私がよく分からないっていうか、きちっと

理解しとかなないといけないのが、正規職員としての試験をしますよっていうことは通達してるわけです。十分伝わったかはともかく、受けられる方に対して、執行部はしたと言われてます。そこがどこまでかというのはもちろん問題点ではあるんですが、突然解雇したわけじゃないんですよ。試験をしますよと、それに頑張って合格してくださいっていうふうなことで一旦試験はされてて、結果として不合格者と補欠者が出たということに関して、例えば解雇権なんていうのはあったりするんですか。突然解雇したわけでも何でもないでしょう。ただ試験において点が届かなかったってということに関しては、人事の規定として、こうこうこういう結果ですよっていうことを通達したということに関しては、解雇権なんていう言葉は使えるんですか。

○松永幹哉委員長

今回の採用試験というか選考試験については、実は佐賀市始まって以来、後にも先にもこれが最初だと思います。

(「最初で最後だよ」と呼ぶ者あり)

最初で最後です。で、当然これを受けないと職員にはなれないということになってますけれども、通常はですね、例えば、落ちた場合の暫定措置、激減緩和策といいますか、その場合は、会計年度任用職員として任用できる、これは、今現行制度でありますから、その手だてはできると。ただし、この間話があったように、現行の職員から、給与面で年間 100 数十万円も、月に 10 万円も違う。ということは、給与面における保障というのは、法律的に出てくるんじゃないかっていうことをちょっと聞いております。

(「そうなんです、そこをね、しっかり」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

そこをちょっとしっかり押さえておきたいなって思うのと、それと、前回聞き忘れたんですが、もし御存じなら教えていただきたいんですが、例えば職員採用試験のときにですね、これ人事課の管轄ですけれども、何年もの、それぞれの公民館での職務経験者でもあり、貢献者の方もおられるわけですから、その分に対する加点っていうのはなかったんでしょうかね。で、もう全くフラットな感じで、そこは御存じですか。

(「配慮したて言いよったやん」と呼ぶ者あり)

配慮したって言葉だけど、きちっと配慮されたのかどうかっていう確認は。

○松永幹哉委員長

答弁では、もうそこは、今までも研修も受けてもらい、そして公民館主事としての十分な経験と能力を持った人たちである、そういう人事評価をしているっていうことが答弁でありましたし、十分な公民館主事としての、役所としての公務も果たしてあるということで、その打ち返しが……

(「きちっと言いられましたかね」と呼ぶ者あり)

それが、全員が合格されるものと思ってますっていう答弁だったわけです。

その延長ですけど、公民館主事として、もう 15 年以上も経験をされているわけです。地域に対する貢献度も大きいものでありますし、かつ、この 8 名が突然いなくなられたときの地域の公民館としてのあり方、大きな損失っていうことが考えられるんじゃないかと思えます。ですから、例えば 10 名程度採用枠が毎年あってるって言っても、これは保障されたものではないし、一般職 A の補欠もいらっしやいます。ここの補欠だけじゃなくてですね。ですから、6 人全部が 10 名程度って言っても保障されてるわけじゃないわけですよ。だから、その辺をどういうふうに、今後、そこを、激減緩和じゃないんですけども、救っていくのかってところを提言するのかなというふうに思いますけども。

すいません、私がしゃべり過ぎてますけれども、ほかに皆さん——もうあと、その後執行部がどういふふうに考え方が変わったのかって確認はまだしてません。ですから、その辺も含めてですね、もう 1 回、今後、私たちも所管として執行部にあれだけの質疑応答したわけですから、当然執行部も、今後の 6 人の処遇について、ただ単に補欠者を欠員が出ただけの合格で、それで済むものかかですね、

全部合格できるものか、そこは含めて、ちょっと確認をしなければならぬところもあるのかなと思ってますけども。

○久米勝博委員

さっき白倉さんもちょっと出たんですけど、西岡さんのほうからも出てましたけれども、要するに、この採用試験自体が法的にどうなるかですよね。有効か無効か。こんな簡単に試験で不合格者は首切り、こういったことが法的に認められるのかということところがなかなか難しいところじゃあるんですよね。せっかく10何年間も一生懸命努めてこられてるわけなんです。それで65歳までが定年という条件で、ずっと一生懸命仕事してこられてるわけなんですよね。それを今度は雇用者側の勝手に、こうなってるわけですね。これは法的だったら市役所勝てないんじゃないかな。法律論から言ったら、雇用者、労働者の立場から言えば、難しいところじゃないかなと思うわけなんです。

○西岡真一委員

法律ってということで言いますと、今回この選考試験が行われたというのは、地方公務員法が改正されて、それまでの非常勤嘱託員制度——これ実は法律を拡大解釈して、全国のほぼすべての自治体が拡大解釈したようにして、非常勤嘱託ということで職員を雇用していたと。これをもうちょっと何と申しますか、任用根拠の明確化、適正化、適正にやりなさいと。非常勤嘱託というのは、特別な知識を持っている方とか、そういう人の知恵を借りる、能力を借りる、そのための制度であって、非正規の公務員を雇うための制度ではないというのがもうはっきり——令和2年4月から施行ということで、そこで初めて、会計年度任用職員という制度が出てきましたのでですね。ですから、それまでの非常勤嘱託員というのは会計年度任用職員にするのか、もう正規職員として採用しなさいというのが国の指導だったと思います。それならば、公民館職員の主事の方々は正規職員に採用しようということで、試験を行うことになったと。その試験に当たりましては、もう一般的な事務ということではなく公民館職員としての経験、そういうものを加味して、公民館勤務を前提として採用しますからということで、競争試験ではなくて選考試験ですよ。試験をやった結果、公民館で長らく勤めてこられた方々だったので恐らく全員合格すると地域振興部はそう考えてた。ただ総務部のほうは、そういう試験を実施するに当たって、やっぱり一定レベルに達しない人は不合格ですよと、これは、最初からそう言ったという、彼らの答弁だったです。結果的に、6名が補欠合格で2名が不合格という結果になったと。これはあくまで結果論ですよというのが、執行部の答弁やったと思います。

法律的に言うならば、これは、解雇権、解雇するにしても、処遇を変更するにしても合理的な理由というのがどうしても求められるわけですけども、その点でいうならば、発端は地方公務員法、それから地方自治法も一部改正があったと。そこから始まったことですよということで、合理的かどうかというならば、やっぱり合理的と言わざるをえないかと思えます。問題はそのあとの処遇と、それから、そもそもこういうことをやるためには、労使、事前に了解してないといけません。あなたの処遇こう変わりますよということで、はいわかりましたというような、そういうお互いの了解があって初めてできることなんですけれども、恐らくは試験を受けた方々の全員が受ければ合格するもんだという誤解があったかもしれないと。受からなかったらどうなるのかということの合意までは、もしかしたらできてなかったんじゃないかという疑いは残ります。そういう説明、この委員会も恐らく全員が合格するものだと思われてたと思えますし、落ちた方々もそういう理解をしていたかもしれない。事前の合意がしっかりできてたかどうかということところはちょっと疑問が残ります。あと、恐らく解雇される人はいないんだろうと思うんですけども、不合格であっても、会計年度任用職員としてどうですかと執行部が言えば、採用される道は残ってると思えますので。そうすると最終的に、給与面で一説には100万ぐらい落ちるとかいう話がありますけれども、これはかなりの不利益変更になると思えますので、相手方と、それも事前に了解があつたかどうかということところは問題になってくると思えます。そこがクリアされるかどうかと、それはある意味今後の問題でもあろうかと思えますのでですね、そこはちょっと確認しておいたほうがいいかなと思えます。

○松永幹哉委員長

ちなみに会計年度職員はですね、能力、資格を持って、今のところおおむね200万ってこの間答弁があっただけでも、これは執行部が、金額は変えることができますよ。

○西岡真一委員

そのはずですよ。

○松永幹哉委員長

意見としては、同じような意見がずっとこうめぐり始めたんですけども、どういうふうにとめていくか。それから、再度執行部に、今後の方を確認する必要もあるのかなっていうふうに、一点だけ思っています。さっきもちょっと言ったように、レクするときも、落ちた人たちの処遇を全然考えていなかったっていう事実があります。本当は落ちた人たちの地位保全とともに、会計年度職員・・・当然、不合格者には会計年度職員の採用の募集要項が入っていたわけで、そこで拾ったっていうか、配慮したとせばそこまでなんですけども、それじゃ不十分だというのが、大方の皆さんの見解なのかなというふうに思います。その後どういうふうに執行部が考えているか確認をしようかなと思ってるんですけども、その辺は皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、今後の進め方ということではありますが、皆さんのほうから、人事権だからということで話が随分と出ました。当然、人事に対する試験の結果を覆すことはもうできないし、我々がそこに介入することはできないだろうという、皆さんの判断があります。しかし、落ちた方々の処遇について、どうあるべきだっという意見を付すことは可能なかなというふうに思います。補欠の皆さんですね。会計年度職員の採用も含めてですね。ですから、その辺をまとめて、提言としてやっていくべきなのかなというふうに思いますので、この後の日程についてですね、再度、執行部に方針をどうするのかの確認、それから、きょう出た意見を取りまとめまして皆さんに再度打ち返し、どのような提言でまとめるか、提言というか、所管事務調査報告として提出するのかという部分をまとめていきたいと思っておりますので、そういうスケジュールでよろしいでしょうか。

○平原委員

確認します。今、先ほどの委員長の発言の中で、不合格者というようなニュアンスに私は聞こえたので、不合格に決定した2人についてじゃないわけですね。補欠合格者の6人に対しての件ということで認識してよろしいですか。

○松永幹哉委員長

それと、不合格者は点数が全然足りなかったから不合格なんですけれども、不合格者も、会計年度職員として採用ができるか面接ができるらしいんですよ。不合格になって、点数が足らなくて、否となった人を採用しないだろうというふうな話がありますけれども、そこはどうするのかも含めてですね、執行部に確認するべきなのかなというふうに思っています。もちろん採用されて3月になると、採用・不採用の人事が決まりますので、2月の中旬までぐらいには、我々もそれをまとめていかなければいけないと思います。そういうことで、きょうの意見を、委員間討議も含めた意見をまとめ、それと、再度執行部に今後の方針を確認するという、この二つのことをやって次の総務委員会に臨みたいと思っておりますけども、それでよろしいでしょうか。

○白倉委員

提言をまとめる前に、もう1回執行部に、この間私たちが質問したことに対する打ち返しの場を求めると考えていいんですね。そういうことですね。

○松永幹哉委員長

それが変わってるか変わってないかによって違います。いずれにしても各会派、それから委員の皆様、議会も含めてですね、不合格者が8人ということに対してですね、やっぱり疑義があるということでもありますので、救済策っていうか、それは、組合のほうがどう動かれるのかわかんないんですけども、我々としてもやるべきなのかなというの思っています。

○白倉委員

救済策、結論的には救済策になるんでしょうけれども、対応策っていいですか、突然職を失うわけですから、そういった意味での言い方はできてはですね、妙な言い方をすれば、一般試験を受けに来ている人たちがたくさんおって、かつ不採用になる人、補欠になる人いっぱいおるわけですから、そのところの我々の考え方の差別化って、やっぱりきちっとしておく必要があると思うんですよ。それと、1番の問題は、私たちが、経験を積んでいたり、今までの公民館での働きを十分に認めてるので、選考試験は形式的なものであるっていうふうな認識を全議員が認識したわけですよ、ほぼ全議員、以前の質問の説明のときにですね。それと、執行部でも人事課と公民館担当のところはその辺のそごがあって、っていうのは、試験結果としてこう出たって言われればそれまでですけども、やっぱりそこで1番の問題だと思うんですよ。例えば、試験結果で落ちた、表が届かなかったらどうかこうかっていう、そういう方もありうるよねっていうことを想定したことも担当が本当は考えとかないかんのですよね。もうあしたから職がなくなるということに関してですね。また若い方もいらっしゃると思いますしですね。そこがやっぱり1番の問題であって、それに対してどうお考えですかっていうふうな聞き方しかできないかなと思うんですよ。

○平原委員

ちょっと申し上げにくいことであるかもわかりませんが、不合格者2人、そして補欠合格者が6人、合計8人ということですけど、ちょうど我々がこの所管事務調査に取り組むときに、この公民館主事の中で不祥事を起こされた方がいらっしゃって、この方がその8人の中にいらっしゃるかどうかはちょっと今のところ未確定なんですけれども、それが、仮に入っていたと、いずれかに入っていたというふうにしたときに、我々議会は、その不合格者2人、補欠合格者6人の取り扱いについて非常に慎重な発言を強られるというふうにするわけですよ。だから、6人についても、早く安心させたいという気持ちはありますけれども、その辺は我々議会人としても、慎重な取り組みが必要かなというふうに思います。それと、うちの会派の中で話がありましたけれども——これは、公務員主事の話ではありません。一般的な、不合格ではなく、補欠合格者になっとなら、本人も、その御家族の方も、いつまで待ってたらいいだろうかという問題があって、非常に保護者としても心苦しい日々を送ったっていう、生々しい話も出たんですよ。なので、この公民館主事の補欠合格者のみならず、やはりその補欠合格者に対しては、できるだけ早く通知ができるようなシステムが考えられんやろうかということもありましたので、今回は公民館主事の話ではありませんけれども、補欠合格者に関してはちょっとそういう意見もございました。

○松永憲明委員

はっきり言って、不合格、補欠合格者含めて、その方々の今のモチベーションっていうのは、もう、ほとんど地に落ちていると言っても過言ではないと思うんですね。そういう話も、多くの方から聞きます。公民館長の方からも聞きます。もうやっとならんと。もうやる気がないよっていうようなことが出てくるわけです。ですから、今度のやり方は非常にまずかったなと思っております。試験の結果は結果でありますでしょうけれどもですね。そこら辺、執行部はどう思っているのか、仕方ないじゃないのっていうことだけでは済まされない問題があるんじゃないかなと思うんですね。今後の佐賀市における公民館活動をよりよくしていくために、また、市長部局のほうに移したっていうことは、これまでの社会教育の部分だけでなく、地域づくりを含めて、公民館が担う役所の仕事といたしますか、エリアが広がってきて、非常に重要性を増してきている中においてですね、このことをつまづくようなことがあっちゃならないと思うわけですね。だから、ここはやっぱり、執行部はもう誠心誠意努力をしていただいて、円満に解決できるように何とか頑張っていただきたいなと思います。法的な問題は、言えば切りがなくあるだろうと思いますけどですね、そこはもうちょっと、市長あたりにも英断をいただきたいなというふうに私は思います。

○久米勝博委員

一応今回の試験で、8名の方が、不合格というふうになったんですけども、今まで、各公民館からこの主事さんたちに対する、いろんな意見と違って出とったんですかね。地域からなんの問題も出ら

んで、ただ試験だけでぼんと落とすというかんじだと、ちょっとまた戻りますけど、今回のこの試験は何だったのかなあとと思うわけなんですよね。もう決まったことに言えないなら、今回の試験が何だったんだっていう、それしか言えんじゃなかですか。

○松永幹哉委員長

皆さんが、きょう、討議した内容を含めてですね、まとめて、また再度打ち返しをしたいと思います。それと先ほど、執行部の確認ですね、これもあわせて行いながら、次の開催日を決定したいと思いますけども、ほかになれば、そういうスケジュールでいきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それではほかになれば、きょうの総務委員会をこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。